

国土交通省（同時発表）

## 「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」 の期間の延長について

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置の期間を、  
令和 7 年 3 月 31 日（月）まで延長します。

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成 25 年 4 月 26 日より、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施しているところです。

これまでは、令和 6 年 3 月 31 日（日）まで実施することとしていましたが、以下のとおり期間を延長します。

**延長期間**      令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 7 年 3 月 31 日（月）

※延長措置は、今国会で関連予算が成立することが前提となります。

※引き続き、無料措置を利用される場合は、避難元市町村に令和 6 年度用の証明書の交付を申請してください。

※令和 2 年度以前に発行された証明書（有効期限なし）及び有効期限を超過した証明書については、料金所で提示いただいても無料措置は適用されませんので、ご注意ください。

### 問い合わせ先：

【別紙 1. 及び 4. (1)について】

復興庁地方創生・万博班 尾野、小野寺 TEL 03-6328-0235（直通）

【別紙 2. 、3. 及び 4. (2)について】

国土交通省道路局高速道路課 櫻井、和嶋 TEL 03-5253-8500（直通）